

1 沿革

大正 9 年 8 月	下京区（現東山区）今熊野旧日吉病院跡に京都市衛生試験所として開設
大正 15 年 1 1 月	上京区竹屋町通千本東入主税町 910 番地に新築移転
昭和 21 年 4 月	京都市生活科学研究所に改称
昭和 25 年 7 月	厚生省通牒（地方衛生研究所設置要綱）に基づき京都市衛生研究所に改称
昭和 38 年 1 2 月	機構改革により事務部門を除き従来の部制を廃止し、研究主幹制に変更
昭和 45 年 7 月	中京区壬生東高田町 1 番地の 2 に新築移転
昭和 54 年 1 月	京都市公害センター設立に伴う機構改革により当所から公害関係業務を分離
昭和 61 年 4 月	組織改正により、京都市食品検査所並びに衛生局環境衛生課環境防疫室及び総合検査室を統合し、1 課 6 部門となる。また、京都市中央卸売市場第一市場及び第二市場にそれぞれ第一検査室及び第二検査室を設置
平成 2 年 4 月	組織改正により、公害対策室審査課（公害センター）を統合、1 課 7 部門とし、京都市衛生公害研究所に改称
平成 18 年 4 月	組織改正により、調査研究部門を廃止し、衛生動物部門を新設

2 施設

(1) 本所（管理課，生活衛生部門，臨床部門，微生物部門，疫学情報部門，衛生動物部門，環境部門）

ア 所在地	京都市中京区壬生東高田町 1 番地の 2
イ 敷地面積	4,335.9 平方メートル
ウ 建物の構造等	
(ア) 本館	鉄筋コンクリート造，地下 1 階・地上 5 階建て（一部 6 階），4,110.0 平方メートル
(イ) 別館	鉄筋コンクリート造，地下 1 階・地上 5 階建て（一部 6 階），2,950.2 平方メートル
(ウ) 動物実験施設	鉄筋コンクリート造，地上 2 階建て，190.2 平方メートル
(エ) 危険物貯蔵所	コンクリートブロック造，平屋建て，19.6 平方メートル
(オ) 建物総延面積	7,270.0 平方メートル

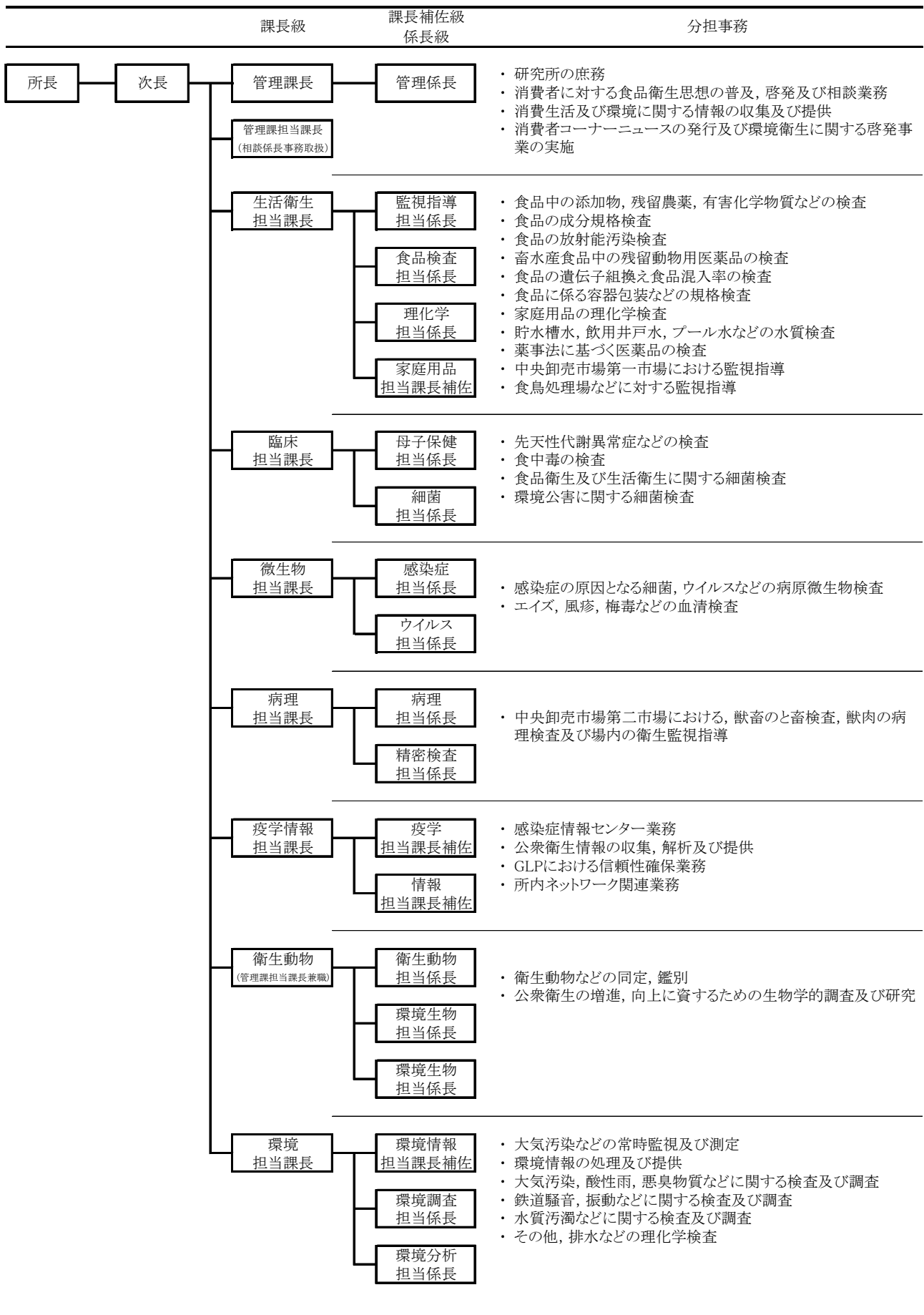
(2) 第一検査室（生活衛生部門）

ア 所在地	京都市下京区朱雀分木町 25 番地（京都市中央卸売市場第一市場内）
イ 建物の構造等	鉄筋コンクリート造，地上 3 階建て，475.0 平方メートル

(3) 第二検査室（病理部門）

ア 所在地	京都市南区吉祥院石原東之口 2 番地（京都市中央卸売市場第二市場内）
イ 建物の構造等	鉄筋コンクリート造，地上 2 階建て，300.0 平方メートル

3 機構及び事務分担（平成21年3月現在）



4 試験検査

平成20年度の試験検査状況は、表1-1のとおりである。

表1-1 試験検査状況（平成20年4月1日～平成21年3月31日）

項目		件数	
結核		0	
性病	梅毒	2,458	
	その他	0	
ウイルス・リケッチア等検査	分離・同定・検出	ウイルス	1,151
		リケッチア	0
		クラミジア・マイコプラズマ	735
	抗体検査	ウイルス	0
		リケッチア	0
クラミジア・マイコプラズマ	0		
病原微生物の動物試験		1,081	
原虫・寄生虫等	原虫	0	
	寄生虫	0	
	そ族・節足動物	268	
	真菌・その他	0	
食中毒	病原微生物検査	細菌	1,409
		ウイルス	443
		核酸検査	443
	理化学的検査	0	
	その他	0	
臨床検査	血液検査(血液一般検査)		0
	血清等検査	エイズ(HIV)検査	2,759
		HBs抗原, 抗体検査	0
		その他	0
	生化学検査	先天性代謝異常等検査	14,778
		その他	0
	尿検査	尿一般	0
		その他	0
	アレルギー検査(抗原検査・抗体検査)		0
	その他		0
食品等検査	細菌学的検査		785
	理化学的検査	食品添加物	516
		残留農薬	214
		PCB・水銀等有害物質	64
		残留動物用医薬品	330
		食品規格検査	120
		自然毒検査	22
		器具・容器包装等検査	375
	その他		157
	(上記以外)細菌検査	分離・同定・検出	
核酸検査		721	
抗体検査		0	
化学療法剤に対する耐性検査		2	
と畜検査	現場検査		23,354
	精密検査	細菌検査	636
		病理検査	339
		理化学検査	976
		抗菌性物質検査	3,316
		BSE検査	8,115
		その他	505

項目		件数	
医薬品・家庭用品等検査	医薬品	13	
	家庭用品	640	
	その他	10	
栄養関係検査		0	
水道等水質検査	水道原水	細菌学的検査	0
		理化学的検査	0
		生物学的検査	0
	飲用水	細菌学的検査	77
		理化学的検査	214
利用水等(プール水等を含む)	細菌学的検査	101	
	理化学的検査	40	
廃棄物関係検査	一般廃棄物	細菌学的検査	94
		理化学的検査	93
		生物学的検査	0
	産業廃棄物	細菌学的検査	0
	理化学的検査	0	
	生物学的検査	0	
環境・公害関係検査	大気検査	SO ₂ ・NO ₂ ・O ₃ 等	23,175
		浮遊粒子状物質	5,750
		降下ばいじん	12
		有害化学物質・重金属等	83
		酸性雨	89
	その他	5,087	
	水質検査(細菌学的検査)	公共用水域	0
		工場事業場排水	23
		その他	0
	水質検査(理化学的検査)	公共用水域	40
工場事業場排水		49	
その他		152	
騒音・振動		200	
悪臭検査		24	
土壌・底質検査		9	
環境生物検査	藻類・プランクトン・魚介類	0	
	その他	0	
一般室内環境		0	
その他		3	
放射能	環境試料(雨水・空気・土壌等)		0
	食品		61
	その他		0
温泉(鉱泉)泉質検査		0	
その他		0	
合計		104,106	

5 平成20年度京都市新型インフルエンザ訓練における衛生公害研究所健康危機管理委員会の設置及び訓練の概要
(平成20年12月18日実施分の抜粋)

(1) 場面設定

現在、アジアA国から新型インフルエンザが発生し、世界規模で感染が拡大している。日本国内でも患者発生があり、感染が増加しつつある状態である。京都市内でも1名の患者が発生して市立病院に入院しており、他にも感染が疑われる患者が増えてきている。

京都市衛生公害研究所では検体の受入、検査方法及び結果の速やかな伝達並びに患者情報等の収集と発信等について確認することを目的として訓練を実施する。

(2) 所内体制について

ア 京都市衛生公害研究所健康危機管理要領（以下「要領」という。）に基づき、当研究所内に健康危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置した。（既に、本庁に新型インフルエンザ対策本部は立ち上がっている。）

イ 委員会は、所長を委員長として、次長以下幹部職員を中心として構成され、本庁の対策本部と連携して、要領に基づき、検査及び近隣他府県の発生状況の把握を中心とした情報収集等の体制を整えた。

ウ 午後1時20分、保健所職員が検体（3検体）を専用容器に入れ当研究所に搬入した。

エ 検体到着後、管理課担当課長が行政検査依頼書を確認した。保健所職員は、6階高度安全検査室へ検体を搬入した。搬入には管理課担当課長が同行した。

オ 当研究所の職員が検体を受け取り、安全キャビネット内で検体と検査依頼書を照合した。照合確認後、その旨を委員会に電話等により報告した。

カ その後、速やかに検査を行った。

(3) 検査体制について

ア 防護服着用の検査担当者（2人）が高度安全検査室で検査を行った。

イ 検査はPCR法にて行い、結果は約6時間で判明した。

(4) 検査結果及び報告

ア 検査結果を委員会に報告した。委員会において結果についての最終判断をした。

イ 委員会は、新型インフルエンザ（H5N1）が検出されたため、市役所対策本部及び国立感染症研究所に報告した。（想定）

ウ 検体を所定の保冷容器（4℃）に入れ、国立感染症研究所に担当者が搬送した。（想定）

京都市衛生公害研究所健康危機管理実施要領（参考）

（趣旨）

第1条 この要領は、保健衛生に係る危機、環境に係る危機その他の市民の健康に著しい被害を及ぼすと認められる危機が発生し、又は発生する恐れがあるとき（以下「健康危機発生時等」という。）において、京都市衛生公害研究所（以下「研究所」という。）が、本市の検査分析機関及び感染症情報センターとしてとるべき措置について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健衛生に係る危機 京都市危機管理基本計画に定める危機カテゴリー3のうち、大規模な食中毒、食品等への有害物質の混入及び感染症の発生をいう。
- (2) 環境に係る危機 京都市危機管理基本計画に定める危機カテゴリー3のうち、光化学スモッグによる被害及び生活用水等の汚染をいう。
- (3) 健康危機管理体制 前2号に掲げる危機その他の市民の健康に著しい被害を及ぼすと認められる危機（以下「市民の健康に係る危機」という。）に対応するため、所長の命により、特別に研究所内に敷かれた体制をいう。
- (4) 健康危機管理業務 市民の健康に係る危機に対応するため、研究所内において行う、検査、分析及び情報処理並びにそれらの業務の遂行に付随する庶務関係事務をいう。
- (5) 健康危機管理委員会 第5条の規定による健康危機管理委員会をいう。
- (6) 保健福祉局食中毒対策本部 京都市食中毒対策要綱第5の1に掲げる保健福祉局食中毒対策本部をいう。
- (7) 保健衛生推進室感染症対策本部 京都市感染症健康危機管理実施要領5(1)アに掲げる保健衛生推進室感染症対策本部をいう。
- (8) 保健衛生推進室新型インフルエンザ対策本部 新型インフルエンザ対策行動計画1(3)の表の右欄に掲げる保健衛生推進室新型インフルエンザ対策本部をいう。

（健康危機管理体制の発動等）

第3条 所長は、保健福祉局に保健福祉局食中毒対策本部が設置されたとき、及び保健福祉局保健衛生推進室に保健衛生推進室感染症対策本部又は保健衛生推進室新型インフルエンザ対策本部が設置されたときは、直ちに健康危機管理体制を発動するとともに、健康危機管理委員会（以下「危機管理委員会」という。）を設置する。

- 2 所長は、前項の規定によるもののほか、危機発生時等の状況に応じて、健康危機管理体制を発動し、及び危機管理委員会を設置することがある。
- 3 健康危機管理体制発動時の標準的な業務の流れは、別表のとおりとする。

（健康危機管理体制発動の効果等）

第4条 研究所の職員（以下「所員」という。）は、健康危機管理体制が発動されたときは、他の業務に優先して、健康危機管理業務を遂行するものとする。

- 2 所長は、健康危機管理体制を発動したときは、所員に対し、その休暇の取消し又は変更を求めることがある。
- 3 所長は、健康危機管理体制を発動したときは、災害その他の緊急時の招集体制に準じて、勤務時間外（休日等勤務を要しない日を含む。）においても関係所員を招集することがある。
- 4 所員は、前2項の規定による要請又は招集があったときは、出来る限りそれに応じるように努めるものとする。

（危機管理委員会）

第5条 危機管理委員会は、所長、次長、管理課長、管理課担当課長及び各部門の担当課長並びに所長が指名する者によって組織する。

2 委員長その他の委員（以下「委員等」という。）の役割等は、次の表に掲げるところによるものとする。

委員の名称		担当職名	権限及び分担業務
(1)	委員長	所長	ア 危機管理委員会を主宰すること。 イ 研究所の健康危機管理業務を統括すること。
(2)	副委員長	次長	ア 委員長を補佐すること。 イ 所長が不在のときに委員長の職を代理すること。 ウ 市民の健康に係る危機に対する医学的又は公衆衛生的状況判断 エ 健康危機管理業務全般に対する医学的又は公衆衛生的見地からの指導、助言及び監督 オ 市民の健康に係る危機の原因となる微生物その他の生物及び化学物質その他の物質（以下「原因生物等」という。）の検査及び分析（以下「検査等」という。）の結果に対する最終的判断
(3)	委員	管理課長	ア 危機管理委員会の設置に関する事務的な調整 イ 所員の勤務体制等の調整（研究所内の労働組合との折衝に関することを含む。） ウ 市役所、府庁、警察、保健所その他の関係機関との連絡及び調整（管理課担当課長及び疫学情報担当課長の所管に属するものを除く。） エ 情報（管理課担当課長及び疫学情報部門担当課長の所管に属するものを除く。）の収集及び保管並びに委員等への伝達 オ 研究所外への情報の提供に関する事務の統括（報道機関への対応を含む。） カ アからオまでに掲げるもののほか、他の委員の所管に属さない業務
(4)	委員	管理課担当課長	ア 危機管理委員会における技術的事項に関する調整 イ 検査等（これらに関する情報処理その他の付随業務を含む。）に従事する所員の配置及び具体的業務の調整 ウ 市役所、府庁、警察、保健所その他の関係機関との技術的事項に関する連絡及び調整（疫学情報部門担当課長の所管に属するものを除く。） エ 検体、試料等の受取り オ 技術的事項に関する情報（疫学情報部門担当課長の所管に属するものを除く。）の収集及び保管並びに委員等への伝達 カ 検査等の結果の市役所関係部局等への報告
(5)	委員	疫学情報部門担当課長	ア 国立感染症研究所その他の感染症取扱機関との連絡及び調整 イ 国立感染症研究所からの感染症情報その他の疫学的情報の収集及び保管並びに委員等への伝達 ウ 国立感染症研究所への報告及び情報の提供 エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、本市の感染症情報センターとしての業務
(6)	委員	検査部門担当課長	原因生物等に関する検査等の実施（これらに関する情報処理、委員等への報告その他の付随業務を含む。）

（関係情報の共有化）

第6条 疫学情報部門担当課長は、健康危機管理体制が発動されたときは、直ちに、所内のLAN、本市の行政業務情報システム上の所属掲示板その他の合理的な手法により、所員間の市民の健康に係る危機に関する情報の共有化を図るものとする。

（健康危機管理体制の解除）

第7条 所長は、研究所内の健康危機管理体制の発動が第3条第1項の規定によるものである場合において、同項に掲げる対策本部が解散したときは、速やかに、研究所内の健康危機管理体制を解除する。

2 所長は、健康危機管理体制の発動が第3条第2項の規定によるものであるときは、次長が、医学的又は公衆衛生的状況判断により、当該市民の健康に係る危機が沈静し、又は終息したと認めるときは、健康危機管理体制を解除する。

3 所員は、健康危機管理体制が解除されたときは、速やかに、通常の業務に復帰するものとする。

(事後評価等)

第8条 危機管理委員会は、前条第1項及び第2項の規定により健康危機管理体制が解除された後において、事例を検証し、教訓を生かすため、次の各号に掲げるところにより、事後評価等を行うものとする。

- (1) 事例検証のための研究会の開催
- (2) 事例に基づく啓発活動（ホームページ、消費者コーナーニュース等への掲載）
- (3) 他の関係機関等への報告（事例報告、情報交換、情報提供等）
- (4) 事例についての記録及び保存（データベース化を含む。）

(危機管理委員会の解散)

第9条 所長は、前項の規定による事後評価が終了したと認めるときは、危機管理委員会を解散する。

(平常時における準備行為等)

第10条 各部門の担当課長は、健康危機管理体制発動時において他の部門に属する所員が当該検査等を行う場合においても、速やかに当該検査等が行えるように、健康危機管理業務に係る検査等の標準的な手法等を記した標準作業手順書を作成し、常備し、及び必要に応じて改訂するものとする。

- 2 管理課長は、健康危機管理体制が発動された場合において、直ちに関係所員の招集ができるよう、所員の緊急連絡体制の整備するものとする。
- 3 研究所は、市民の健康に係る危機が発生した場合において、円滑に健康危機管理業務が遂行できるよう、常日ごろから、次の各号に掲げる事項その他の準備に努めるものとする。
 - (1) 検査機器、検査キット、採取用具その他の検査等に必要な機器等の整備
 - (2) 市民の健康に係る危機に関係が深いと考えられる細菌等の標準株、標準品、試薬、試料その他の検査及分析に必要な試料等の整備
- 4 研究所は、健康危機管理業務に係る検査等への適応能力を向上させるため、最新の検査機器等の計画的な導入を図り、検査機器等の更新及び整備に努めるものとする。
- 5 研究所は、検査等に従事する所員の安全を確保するため、及び危機発生時等において当該現場で試料・検体を採取する必要が生じた場合に備えて、防護用具、防護服等の整備に努めるものとする。
- 6 研究所は、確実に健康危機管理業務が遂行できるよう、常日頃から人材の育成に努めるものとする。

(関係機関との連携)

第11条 研究所は、危機発生時等において必要な連携が図れるよう、常日頃から、次の各号に掲げる研究検査機関、近隣の地方衛生研究所、主要な医療機関その他の関係機関との協力体制の構築に努めるものとする。

- (1) 国立感染症研究所
- (2) 国立保健医療科学院
- (3) 国立医薬品食品衛生研究所
- (4) 国立環境研究所
- (5) (財) 日本中毒情報センター

(市民への啓発及び広報)

第12条 研究所は、次の各号に掲げる刊行物等により、市民に対して感染症の予防や食中毒の予防に対する知識の普及及び啓発に努めるものとする。

- (1) 消費者コーナーニュース
- (2) 京都市感染症週報及び月報並びに京都市こどもの感染症

(3) インターネットホームページ

(4) 出前環境教室，夏休み中学生のための生活環境教室その他の行事又は事業

附 則

この要領は，平成19年12月11日から施行する。

別 表

段階	項 目	担 当	関係課等	内 容
1	対策本部設置の連絡の受領	管 理 課 長	市 役 所 主 管 課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所長にその旨を報告する。 ・ 管理課担当課長に情報の概要を伝達する。
2	危機管理委員会の設置	所 長	管 理 課 長	管理課長に危機管理委員会を設置するよう指示する。
		管 理 課 長	各 委 員 組 合 代 表	各委員に危機管理委員会を設置する旨及び所定の場所に参集するよう連絡する。 健康危機管理体制の発動について情報提供する。
3	健康危機管理体制の発動等	所 長	各 委 員	危機管理委員会において，健康危機管理体制の発動を宣言する。
		管理課担当課長		当該危機の概要について各委員に説明する。
4	検体等の受領及び保管	管理課担当課長	関係保健所等	適切な方法により検体等を受取り，保管する。
5	検査等担当部門の決定		検査部門担当課長	当該検体等の種類等に応じて，検査等を担当する部門を決定し，当該担当課長に検体等の検査等を委ねる。
6	人員等の調整依頼	当該検査部門担当課長	管理課担当課長	一の部門の人員及び機材では迅速な対応が困難であると判断するときは，他の部門からの人員等の調達等を依頼する。
		管理課担当課長	管理課長及び関係部門担当課長	管理課長及び関係部門担当課長と協議のうえ，必要に応じて，人員の編成及び機材の共同使用について調整する。
7	危機管理委員会の散会	—		検査等の結果が出るまで，一時散会する。
8	検査の実施等	当該検査部門担当課長	—	健康危機管理業務検査等標準作業手順書標準に従い，速やかに検査等を行う。
			次 長	結果が出た時は，直ちに次長に報告する。
		管 理 課 長	所 長	次長の承諾を得た後，管理課長及び管理課担当課長にその旨を連絡する。 結果報告があったことを所長に連絡する。
9	危機管理委員会の再開	管 理 課 長	各 委 員	各委員に危機管理委員会の再開を連絡する。
10	検査結果の説明及び承認	次長及び当該検査部門担当課長	所長及び各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査等の結果を各委員に説明し，検討を加える。 ・ その後に，所長の承認を得る。
11	検査結果の報告等	管理課担当課長	市 役 所 主 管 課	当該検査等の結果をファックスその他の適当な手段により報告する。

備考 ここに掲げる業務の手順は，標準的なものである。したがって，危機の程度，被害発生等の規模，検体等の質及び量，検査等の難易度その他の事由により，段階の最初又は途中から繰り返されたり，省略されたりすることがある。

衛生公害研究所健康危機管理委員会標準行動チェックリスト

段階	項目	担当	関係課等	内容	実施記録[予定時刻]
1	対策本部設置の連絡の受領	管理課長	市役所主管課	<ul style="list-style-type: none"> 所長にその旨を報告する。 管理課担当課長に情報の概要を伝達する。 	: <input type="checkbox"/> [12:58 (想定)]
2	危機管理委員会の設置	所長	管理課長	管理課長に危機管理委員会を設置するよう指示する。	: <input type="checkbox"/> [10:55 (想定)]
		管理課長	各委員	各委員に危機管理委員会を設置する旨及び所定の場所に参集するよう連絡する。	: <input type="checkbox"/> [11:00]
3	健康危機管理体制の発動等	所長	各委員	危機管理委員会において、健康危機管理体制の発動を宣言する。	: <input type="checkbox"/> [11:05]
		管理課担当課長		当該危機の概要について各委員に説明する。	: <input type="checkbox"/> [11:11]
—	危機管理委員会の散会	—	—	検体搬入まで、一時散会する。(所長判断により有無決定)	適宜
4	検体等の受領	管理課担当課長	関係保健所等	適切な方法により検体等を受取る(検体照合)。	: <input type="checkbox"/> [13:20]
5	検査担当部門へ検体を搬入		検査部門担当課長	検査担当部門課長に検体を受け渡し、検査依頼。	: <input type="checkbox"/> [13:25]
6	検査の実施等	当該検査部門担当課長	—	健康危機管理業務検査等標準作業手順書標準に従い、速やかに検査等を行う。	: <input type="checkbox"/> [13:30]
			次長	結果が出た時は、直ちに次長に報告する。	: <input type="checkbox"/> [13:35]
		管理課長及び管理課担当課長		次長の承諾を得た後、管理課長及び管理課担当課長にその旨を連絡する。	: <input type="checkbox"/> [13:40]
		管理課長	所長	結果報告があったことを所長に連絡する。	: <input type="checkbox"/> [13:45]
7	危機管理委員会の再開	管理課長	各委員	各委員に危機管理委員会の再開を連絡する。	: <input type="checkbox"/> [13:50]
8	検査結果の説明及び承認	次長及び当該検査部門担当課長	所長及び各委員	<ul style="list-style-type: none"> 検査等の結果を各委員に説明し、検討を加える。 その後、所長の承認を得る。 	: <input type="checkbox"/> [13:50+α]
9	検査結果の報告等	管理課担当課長	市役所主管課	当該検査等の結果をファックスその他の適当な手段により報告する。	: <input type="checkbox"/> [13:50+α (想定)]
10	検体搬送		—	検体を三重構造の容器に入れ、保冷(4℃)ボックスにて国立感染研究所へ搬送	: <input type="checkbox"/> [13:50+α (想定)]
11	危機管理委員会の閉会	所長	各委員	委員会の閉会を宣言する。	: <input type="checkbox"/> [14:00]

6 各部門の業務

(1) 生活衛生部門

中央卸売市場第一市場にある第一検査室を含めて構成されており、食品衛生及び生活衛生などに関する試験検査を担当している。

主な業務は、「3 機構及び事務分担」(2ページ)のとおりである。また、平成20年度の取扱件数は、表1-2のとおりである。

(2) 臨床部門

母子保健対策に関する先天性代謝異常等検査並びに食品衛生対策、生活衛生及び環境・公害に関する細菌学的検査を担当している。

主な業務は、次のとおりである。また、平成20年度の取扱件数は、表1-2のとおりである。

ア 新生児の先天性代謝異常等検査

新生児(生後5~8日目)の血液について、先天性代謝異常症(フェニルケトン尿症など4疾患)、先天性甲状腺機能低下症(クレチン症)及び先天性副腎過形成症(CAH)のマス・スクリーニングを行っている。

イ 細菌学的検査

市民の健康を守るため、市内に流通する食品の衛生状態を細菌学的見地から把握し、保健所における監視指導業務に役立てることを目的として、年間計画に基づいて取去された食品について細菌検査を行っている。

また、食中毒発生の際には原因究明のため、食中毒菌の検索を行っている。

生活衛生に関しては、飲用水、浴槽水及びおしぼりについて、環境・公害対策では、浄化槽放流水及び河川水について、細菌検査を担当している。

(3) 微生物部門

平成18年4月の組織改正により、従来の微生物部門から衛生動物係を分離し、調査研究部門の公衆衛生係を併合し、設けられたものである。衛生微生物に関する検査を担当しており、業務内容は、次の3項目に大別される。

ア ウイルスなどに関する業務

インフルエンザウイルスや日本脳炎ウイルスの分離は、昭和30年代以来実施し、その後アデノウイルス、エンテロウイルスなど対象ウイルスの拡張を図ってきた。

昭和57年からは、国の事業の一環として、京都市感染症サーベイランス事業における病原体検査を担当している。

昭和62年から、同事業は、新たに京都市結核・感染症サーベイランス事業として対象疾病も拡張され、ウイルスの分離、同定の他に疾病診断の確認や病原体情報の解析評価を行っている。同事業は、平成10年に京都市結核・感染症発生動向調査事業と改称された。更に同事業は、平成11年4月に制定後、平成15年10月に改正、同年11月から施行された、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく事業となり、病原体検査もこれに基づいて実施されている。

インフルエンザについては、流行時を中心に通年インフルエンザウイルス分離を実施し、分離ウイルスについては、抗原分析を加えて流行ウイルスの監視を行っている。

また、行政依頼検査として、保健所の依頼により社会福祉施設等における感染性胃腸炎(五類感染症)事例でのノロウイルス等の検査を実施している。

イ 免疫に関する業務

保健所で採血された検体について、各種の検査を行っている。

風しんウイルス抗体検査は、昭和51年から妊婦及び妊娠予定者について開始した。平成12年9月以降は、妊娠予定者(15歳以上)を対象に実施している。

HIV感染症及びエイズの予防対策の一環として、HIV-1型抗体・HIV-2型抗体のスクリーニング検査と、確認検査を実施している。また、検査を希望する人は、梅毒抗体検査を同時に行っている。

平成13年6月からC型肝炎ウイルス抗体検査を開始したが、平成15年度から外部委託となった。

ウ 細菌などに関する業務

京都市感染症発生動向調査事業における病原体定点医療機関から採取された検体の細菌・マイコプラズマの検査を

行っている。

また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定める、三類感染症のコレラ菌、腸管出血性大腸菌の検査を行っている。

なお、三類感染症の細菌性赤痢、チフス、パラチフスのうち、コレラ汚染地域・コレラ対策地域からの来航者などから患者が発生したものについては、当研究所がコレラ菌、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌の検査を実施している。

行政依頼検査として、京都府警察本部の依頼により、不審な郵便物等の炭疽菌（四類感染症）検査と、保健所の依頼により、社会福祉施設等における感染性胃腸炎（五類感染症）集団発生事例の細菌検査を実施している。

(4) 病理部門

衛生公害研究所第二検査室として、京都市中央卸売市場第二市場内に位置し、市場における獣畜のと畜検査及び場内の衛生監視指導並びにその他の獣畜の病理検査を担当する部門として運営されている。

主な業務は、次のとおりである。また、平成20年度の取扱頭数及び件数は、表1-2のとおりである。

ア と畜検査業務

と畜場法及び食品衛生法に基づき、獣畜（牛、豚、馬、山羊及びめん羊）のと畜検査及びこれに伴うとさつ解体禁止、廃棄などの行政措置を行っている。

イ と畜場及びとさつ解体作業の衛生指導

京都市と畜場の衛生保持及び衛生的な解体作業を監視指導している。

ウ 第二市場内の衛生指導

食品衛生法に基づき、市場及び関連施設の検査、監視指導を行い、食肉の衛生的な処理と安全確保に努めている。

エ と畜検査以外の病理学的検査

食鳥、魚介類及びその他の食肉について、第一検査室や保健所などを通じて寄せられた苦情に対し、その原因追及のための検査を行っている。

オ データの解析及び還元

と畜検査などによって得られたデータは、コンピュータを用いて解析し、検査業務の参考とするとともに、生産者や市場関係者などに還元している。

カ 日直業務

と畜場における伝染病発生の早期発見及び緊急と畜検査のため、休日及び年末年始を含め日直勤務を行い、異常畜の検査などにあたっている。

キ BSE スクリーニング検査

平成13年10月18日から、BSE スクリーニング検査が義務付けられ、解体した牛の延髄を検体として、ELISA法を用いて全頭のスクリーニング検査を行っている。

(5) 疫学情報部門

昭和38年12月の機構改革に際し、公衆衛生に関する疫学的調査及び研究を担当する疫学部門として設置された。

昭和54年1月に公衆衛生に関する情報の収集、解析及び提供に関することを担当することとなり、疫学情報部門と改称された。

主な業務は、次のとおりである。

ア 京都市感染症情報センターとしての業務

感染症に対する有効かつ的確な予防対策に資するため、市域における患者情報及び病原体情報を全国の情報と併せて、週、月、年ごとに解析し、医師会など関係機関に提供するとともに、当所ホームページ上に掲載している。また、迅速な情報提供を要する感染症について、発生状況等の詳細をホームページに掲載している。

これらの情報は、「医療従事者向けメール配信サービス」登録者にも提供している。

イ 所内ネットワーク関連業務

所内のイントラネットパソコンについて、セキュリティの確保等の適正な管理を徹底しながら、情報の利用及び発信を効率よく行う目的で、ネットワークシステム運用委員会の事務局活動を行っている。

ウ ホームページの維持管理

京都市ホームページ作成支援システム（CMS）のパスワード管理等を行うとともに、職員を対象に操作方法の研修会を行い、また、当所のホームページの作成及び更新について、助言等を行っている。

エ 京都市衛生公害研究所年報の作成

当部門が年報編集委員会の事務局となり、一年間の衛生公害研究所の事業概要、試験検査及び研究実績などをとりまとめ、「京都市衛生公害研究所年報」として発行している。

オ GLP 関連業務

食品衛生に関する検査データの信頼性を確保するため、平成9年4月、国及び地方自治体などの食品衛生検査施設に対し、試験検査などの業務管理（いわゆる「GLP」）が義務づけられた。当部門は、所の信頼性確保部門として、GLP委員会の運営、内部点検の実施、外部精度管理調査のとりまとめなどを担当している。

カ その他

各事業課、保健所への公衆衛生情報の提供、事業課が行う調査及び情報処理の技術支援等を行っている。

(6) 衛生動物部門

平成18年4月の組織改正により設立されたもので、蚊やハチ、ブユなどの衛生動物や花粉などの調査を行っている。主な業務は、次のとおりである。また、平成20年度の取扱件数は、表1-2のとおりである。

ア 空中花粉の実態調査

花粉症の原因となるスギ花粉をはじめとする各種花粉の分布状況、季節的消長を調査している。

なお、本業務は、保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課及び各保健所との共同調査である。

イ 高野川、鴨川におけるブユ幼虫・蛹相の実態調査

ブユに刺される被害を防止するために、都市中心部を流れる河川（鴨川、高野川）におけるブユ幼虫と蛹相の発生状況を調査している。

ウ 衛生動物検査、相談

衛生上有害な生物及び不快昆虫の種類鑑別のほか、保健所や市民からのねずみ及び節足動物などに関する相談に応じている。

エ 刊行物の発行

衛生動物に関する知識の向上と啓発を目的に、鑑別の依頼検査などで撮影した画像や事例を紹介した「衛生動物検査写真集」と「衛生動物だより」を作成し、随時発行している。

(7) 環境部門

環境関連法令などに基づく環境の汚染状況の把握及び環境汚染の発生源に対する監視・指導・規制その他の環境保全行政に必要な行政検査を中心として、次の業務を行っている。

ア 環境情報関係業務

大気汚染常時監視テレメータシステムによって、市内各地点の大気汚染の状況を常時監視するとともに、光化学スモッグ注意報発令などの周知に係る業務を行っている。

また、大気汚染常時監視測定結果については、情報処理システムで処理し、環境行政の推進に必要な資料を提供している。

イ 大気関係業務

大気中有害化学物質のモニタリング、悪臭物質の化学分析、降雨ごとの酸性度とそれに影響する降雨中溶解物質の分析、降下ばいじん、アスベスト、重油中硫黄分、工場等から排出される有害物質の調査、環境省委託業務の一つである新分析法が開発された物質の環境調査等を行っている。

また、鉄道騒音及び振動などに関する業務も行っている。

ウ 水質関係業務

工場・事業場排水、ゴルフ場排水、浄化槽放流水、河川水、河川底質、地下水、池沼水、衛生公害研究所排水などに関する理化学的な検査業務を行っている。

(8) 管理課相談係

消費者保護対策を推進するために、食品の安全性を中心とした相談及び指導業務を担当する部門として、昭和45年の当所新築移転時に、当研究所に消費者コーナーが設置された。

平成2年4月の組織改正により管理課に相談係が設置され、従来の消費者コーナー業務に加えて、旧公害対策室審査課（公害センター）の業務の一部を引き継ぐことになった。

日常生活に深い関わりのある食品の諸問題や環境問題について、各部門の機能を活用し、市民への啓発等を行っている。主な業務は、次のとおりである。

- ア 食品衛生、環境衛生などに関する相談
- イ 各種講座の開催
- ウ 消費者コーナーニュースの発行
- エ 簡易騒音測定器の貸出し
- オ 公衆衛生情報の収集提供
- カ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づく試買
家庭用品の試買数：638 検体
- キ 衛生公害研究所セミナーの開催

表 1 - 2 試験検査取扱件数（平成 20 年度）

[生活衛生部門]

検査名	検体数	項目数
食品中の食品添加物検査	516	3,800
食品中の残留農薬検査	199	54,152
食品中のPCB, 水銀等の食品汚染物質検査	64	160
遺伝子組換え食品の検査	55	55
食品中の残留動物用医薬品検査	330	7,640
食品の規格等の検査	120	262
自然毒の検査	22	32
器具及び容器包装等の検査	375	507
食品の放射能汚染検査	61	61
食品衛生に関するその他の検査	91	1,841
食品衛生外部精度管理	11	22
家庭用品の有害物質の検査	640	668
飲料水等の水質検査	214	898
環境衛生に関するその他の理化学検査	40	200
医薬品などの検査	13	13
計	2,751	70,311
監視指導延件数	44,530	

[臨床部門]

検査名	件数
先天性代謝異常等検査	14,778
浄化槽放流水の細菌検査	117
飲用水の細菌検査	77
浴槽水の細菌検査	61
おしぼりの衛生検査	10
プール水の細菌検査	40
食中毒の細菌学的検査	1,571
収去食品の細菌検査	772
食品の規格検査(細菌)	189
食品の苦情検査(細菌)	5
食品の依頼検査(細菌)	8
食品衛生外部精度管理	9

[病理部門]

検査名等	
と畜検査	23,354 頭
(正常)	23,316 頭
(病切迫畜)	38 頭
合否保留	227 頭
精密検査	577 頭
処分(全部・一部廃棄)	14,991 頭
BSEスクリーニング検査	8,115 件
食鳥検査(検査指導)	0 羽
瑕疵検査	78 件
監視指導	753 件

[衛生動物部門]

検査名	件数
衛生動物検査	268
衛生相談	347
計	615